

<h1>静岡市報</h1>	No. 64
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 28
- 静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 29
- 静岡市立保育所条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・ 30
- 静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・ 31
- 静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 32
- 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例・・・・・ 34

規 則

- 静岡市身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則・・ 35
- 静岡市知的障害者援護施設条例施行規則の一部を改正する規則・・ 36
- 静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則・・ 36
- 静岡市知的障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則・・ 37
- 静岡市障害者自立支援法施行条例等施行規則の一部を改正する規則・・ 38
- 静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 39

告 示

- 静岡市老人福祉法施行細則第16条第2項に規定する費用に係る徴収基準・・ 40
- 静岡市児童福祉法等施行細則第33条第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準の
廃止・・ 45
- 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施等に関する静岡市児童福祉法等施
行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準・・・・・・・・・・ 45
- 児童福祉法第21条の6に規定する障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福
祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準・・・・・・・・ 54
- 児童福祉法第24条第1項に規定する保育の実施に関する静岡市児童福祉法等施行

細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準	57
○児童福祉法第20条に規定する療育の給付に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準	60
○静岡市身体障害者福祉法施行細則第25条第2項に規定する費用に係る徴収基準	64
○静岡市知的障害者福祉法施行細則第16条第2項に規定する費用に係る徴収基準	75
監査委員告示	
○静岡市監査委員事務局規程の一部改正	87
葵区選挙管理委員会告示	
○静岡市葵区裁判員候補者予定者選定規程	88
○静岡市葵区検察審査員候補者選定規程の一部改正	89
駿河区選挙管理委員会告示	
○静岡市駿河区裁判員候補者予定者選定規程	90
○静岡市駿河区検察審査員候補者選定規程の一部改正	91
清水区選挙管理委員会告示	
○静岡市清水区裁判員候補者予定者選定規程	92
○静岡市清水区検察審査員候補者選定規程の一部改正	94

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ **静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例（平成20年静岡市条例第54号）**

- 1 市民の健康と福祉の増進及び地域の振興に寄与するために、静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘を設置することとした。（第1条関係）
- 2 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘の施設を規定することとした。（第2条関係）
- 3 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘の利用時間、利用の許可等に係る規定の整備を行うこととした。（第3条から第5条まで、第8条から第10条まで関係）
- 4 使用料の納付等に係る規定の整備を行うこととした。（第6条、第7条関係）
- 5 指定管理者による管理等に係る規定の整備を行うこととした。（第12条から第17条まで関係）
- 8 この条例は、指定管理者に係る規定は公布の日から、その他の規定は公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇ **静岡市税条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第55号）**

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における寄附金税制の拡充について、次の規定の整備を行うこととした。（第23条関係）

- (1) 税の控除の方式を、所得控除方式から税額控除方式に改めた。
 - (2) 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%に引き上げた。
 - (3) 寄附金控除の適用下限額を5,000円に引き下げた。
 - (4) 都道府県又は市区町村に対する寄附金について、特例控除を設けた。
- 2 地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の公的年金からの特別徴収制度の導入について、次の規定の整備を行うこととした。(第40条の2から第40条の6まで関係)
- (1) 特別徴収の対象者は、個人の市民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において老齢等年金給付の支払を受けている65歳以上のものとした。
 - (2) 老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合、特別徴収税額が老齢等年金給付の年額以上である場合等は、特別徴収の対象としないこととした。
 - (3) 特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額とし、老齢等年金給付から特別徴収することとした。
 - (4) 特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払をする者とし、特別徴収した税額を、翌月10日までに納入する義務を負うこととした。
 - (5) 年度の上半期における特別徴収税額は前年度の下半期における特別徴収税額とし、年度の下半期における特別徴収税額は年税額から既に徴収した額を控除した額とした。
- 3 地方税法等の一部改正に伴い、上場株式等に係る配当所得に係る個人の市民税について、次の規定の整備を行うこととした。(附則第40条の3、第49条の2、第50条関係)
- (1) 上場株式等の配当所得について、申告分離課税を選択できることとした。
 - (2) 申告分離課税を選択した場合に、譲渡損失と配当所得との間で損益通算することができることとした。
- 4 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇ 静岡生涯学習施設条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第56号)

- 1 生涯学習センターを指定管理者による管理に移行することに伴い、所要の規定を整備することとした。(第4条から第7条まで、第13条から第15条まで、第18条から第23条まで関係)
- 2 この条例は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行することとした。

◇ 静岡老人福祉センター条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第57号)

- 1 静岡市小鹿老人福祉センターを指定管理者による管理に移行することに伴い、所要の規定を整備することとした。(第3条、第4条、第6条から第8条まで、第17条、第19条、第21条関係)
- 2 この条例は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行することとした。

◇ 静岡保育所条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第58号）

- 1 静岡市立清水川原保育園の建替工事の完了に伴い、保育所の位置を変更することとした。（第2条関係）
- 2 静岡市立清水保育園の建替工事に伴い、保育所の位置を変更することとした。（第2条関係）
- 3 この条例は、静岡市立清水川原保育園に係る改正規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から、静岡市立清水川原保育園に係る改正規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇ 静岡病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第59号）

- 1 医療法施行令及び医療法施行規則の一部改正に伴い、診療科目に係る規定を整備することとした。（第3条関係）
- 2 この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。

◇ 静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第60号）

- 1 静岡市南部勤労者福祉センターを指定管理者による管理に移行することに伴い、所要の規定を整備することとした。（第4条から第7条まで、第11条から第14条まで、第17条、第19条、第21条、別表第1から別表第3まで関係）
- 2 この条例は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行することとした。

◇ 静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第61号）

- 1 損害補償に係る補償基礎額に加算をする配偶者以外の扶養親族の加算額を200円から217円に引き上げることとした。（第5条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例をここに公布する。

平成20年7月3日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第54号

静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘条例

(設置)

第1条 静岡市は、市民の健康と福祉の増進及び地域の振興に寄与するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘	静岡市葵区田代1110番地の5

(白樺荘の構成)

第2条 静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘（以下「白樺荘」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 入浴施設
- (2) 宿泊施設
- (3) 前2号に掲げる施設に附帯する施設

(利用時間)

第3条 白樺荘の利用時間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、第12条の規定による指定を受けて白樺荘の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用の許可)

第4条 宿泊施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の不許可)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、宿泊施設の利用の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 白樺荘の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付等)

第6条 白樺荘を利用しようとする者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の許可の取消し)

第8条 指定管理者は、宿泊施設の利用の許可を受けた者（以下「宿泊者」という。）の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、宿泊施設の利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可の際の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要があると認めるとき。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、白樺荘を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、白樺荘の利用を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等の破損又は滅失等のおそれがあると認めるとき。
- (3) 白樺荘の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その利用を不相当と認めるとき。

(供用の休止)

第10条 指定管理者は、白樺荘の補修その他管理上必要があると認めるときは、白樺荘の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償の義務)

第11条 白樺荘の施設、附帯設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 白樺荘の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第14条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が白樺荘の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が白樺荘の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 白樺荘の運営に関すること。
- (2) 白樺荘の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第17条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条から第16条まで及び第18条の規定 公布の日

(2) 第4条、第5条及び第8条並びに次項の規定 この項本文に規定する規則で定める日以前の日であつて、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日
(宿泊施設の利用の許可等の特例)

2 前項第2号の規定により、同号に規定する日から同項本文に規定する規則で定める日の前日までの間において、宿泊施設の利用の許可等をする場合における第4条、第5条及び第8条の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

別表第1 (第3条関係)

区分			利用時間
入浴施設	宿泊者	特定日以外の日	午前10時から午後10時まで及び翌日の午前7時から午前10時まで
		特定日	午後6時から午後10時まで及び翌日の午前7時から午前10時まで
	宿泊者以外の者	4月1日から11月30日までの日(特定日以外の日に限る。)	午前10時から午後6時まで
		12月1日から翌年の3月31日までの日(特定日以外の日に限る。)	午前10時から午後5時まで
宿泊施設	宿泊者	すべての日	午後3時から翌日の午前10時まで
	宿泊者以外の者	特定日以外の日	午前10時から午後5時まで

(注) この表において「特定日」とは、4月1日から7月31日まで、9月1日から10月31日まで及び12月1日から翌年の3月31日までの期間における火曜日(当日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日)をいう。

別表第2（第6条関係）

区分			使用料	
入浴施設	宿泊者以外 の者	12歳以上の者	1人1回につき	500円
		6歳以上12歳未満の者	1人1回につき	200円
宿泊施設	宿泊者	12歳以上の者	1人1泊につき	4,000円
		6歳以上12歳未満の者	1人1泊につき	2,000円
	宿泊者以外 の者	2人部屋	1室2時間までごとに	1,500円
		4人部屋	1室2時間までごとに	2,000円

備考

- 1 小学校の児童である者及びこれに準ずる者は、6歳以上12歳未満の者の区分とする。
- 2 小学校の就学の始期に達していない者は、入浴施設及び宿泊施設の使用料を無料とする。
- 3 宿泊者が宿泊施設を利用する際の使用料には、入浴施設の使用料を含む。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月3日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第55号

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第10条中「この条において同じ。）」の次に「、第40条の4第1項（第40条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第1号中「若しくは第39条」を「、第39条、第40条の4第1項」に改める。

第18条第3項及び第5項中「第23条の2」を「第23条の3」に改める。

第19条中「、寄附金控除額」を削る。

第23条の2第1項中「前2条」を「前3条」に改め、同条第3項中「第37条の3」を「第37条の4」に改め、同条を第23条の3とする。

第23条中「外国の所得税等」を「法第314条の8に規定する外国の所得税等」に、「第314条の7」を「同条」に、「前条」を「前2条」に改め、同条を第23条の2とし、第22条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除)

第23条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
 - (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を静岡県内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（静岡県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定めるもの
- 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。
- (1) 当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第20条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第26条第1項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「若しくは同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「若しくは第23条の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除」を加え、同条第3項中「、医療費控除額若しくは寄附金控除額」を「若しくは医療費控除額」に、「又は同条第9項」を「、同条第9項」に改め、「雑損失の金額の控除」の次に「又は寄附金税額控除額の控除」を加える。

第30条中「第33条」の次に「、第40条の2第1項若しくは第2項、第40条の5」を加える。

第33条の見出しを「(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)」に改め、同条第2項及び第3項中「給与所得以外」を「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」に改める。

第34条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第35条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)」に改める。

第36条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)」に改め、同条中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改める。

第40条の見出しを「(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)」に改め、同条第1項中「市民税を」を「給与所得に係る特別徴収税額を」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項中「特別徴収税額」を「給与所得に係る特別徴収税額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第40条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第33条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第40条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者
 - (2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の市の行う介護保険の介護保険法(平成9年法律第123号)第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者
 - (3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合(第33条第2項ただし書に規定する場合を除く。)においては、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得

割額を前項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。

- 3 第1項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第31条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第40条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務)

第40条の4 年金保険者は、支払回数割特別徴収税額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した支払回数割特別徴収税額を納入しなければならない。

- 2 前項の支払回数割特別徴収税額は、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第40条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第40条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法に

よって徴収する。

- 2 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第40条の2第1項の規定の適用がある場合における同項及び同条第2項並びに第40条の3及び前条の規定の適用にあつては、第40条の2第1項中「の2分の1に相当する額」とあるのは、「から第40条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第40条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第40条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第40条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第43条第1項第3号中「民法（明治29年法律第89号）第34条の公益法人及び」を「公益社団法人及び公益財団法人並びに」に改める。

第58条第5項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）により行う同法第11条第1項第7号イの事業及び同法附則第8条第1項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法」に改める。

第60条中「民法第34条の法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

第115条第4項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法により行う同法」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法」に改める。

第151条第2項第6号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

第153条第2項中「から第28項まで、第30項、第31項、第33項又は第36項から第38項まで」を「、第24項、第26項、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」に改める。

附則第12条の次に次の1条を加える。

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第12条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附則第13条第3項中「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に、「前2条」を「前3条」に改める。

附則第16条第2項中「第23条の2第1項」を「第23条の2及び第23条の3第1項」に、「同項」を「第23条の2」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第23条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第16条第1項」とする」に改める。

附則第16条の3第2項中「第23条の2第1項」を「第23条の2及び第23条の3第1項」に、

「同項」を「第23条の2」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第23条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第16条の3第1項」とする」に改め、同条第3項中「認めるとき」の次に「又は法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第16条の4 第23条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第40条の3第1項、附則第41条第1項、附則第42条第1項、附則第45条第1項、附則第46条第1項又は附則第52条第1項の規定の適用を受けるときは、第23条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

- (1) 第20条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第23条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (2) 第20条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第23条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合
- (3) 前年中の所得について附則第41条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50
- (4) 前年中の所得について附則第45条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60
- (5) 前年中の所得について附則第40条の3第1項、附則第42条第1項、附則第46条第1項又は附則第52条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

附則第17条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「免税対象飼育牛である場合」を「免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」に改め、同条第2項中「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,0

00頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に、「第22条、第23条、附則第16条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず」を「第22条から第23条の2まで、附則第16条第1項、附則第16条の3第1項及び前条の規定にかかわらず」に改め、同項第2号中「、第23条」を「から第23条の2まで」に、「及び前条第1項」を「、附則第16条の3第1項及び前条」に改め、同条第3項中「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に、「前2条」を「前3条」に改める。

附則第35条中「第14項、第15項、第32項、第34項、第38項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項から第52項まで、第55項若しくは第57項」を「第13項、第28項、第30項、第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第43項から第48項まで、第51項若しくは第53項から第58項まで」に、「第36項から第38項まで」を「第31項から第33項まで」に改める。

附則第40条の2の次に次の1条を加える。

(上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例)

第40条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第20条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第16条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第18条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第19条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則

第40条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第22条から第23条の2まで、第23条の3第1項、附則第16条第1項、附則第16条の3第1項及び附則第16条の4の規定の適用については、第22条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第16条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第24条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第40条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第13条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第40条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第40条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第41条第3項第3号中「第23条」の次に「、第23条の2」を加え、「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に、「及び附則第16条の3第1項」を「、附則第16条の3第1項及び附則第16条の4」に、「これらの規定」を「第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第16条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第42条第3項第3号中「第23条」の次に「、第23条の2」を加え、「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に、「及び附則第16条の3第1項」を「、附則第16条の3第1項及び附則第16条の4」に、「これらの規定」を「第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の

規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第16条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第45条第5項第3号中「第23条」の次に「、第23条の2」を加え、「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に、「及び附則第16条の3第1項」を「、附則第16条の3第1項及び附則第16条の4」に、「これらの規定」を「第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第16条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第45条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第46条第1項中「及び附則第48条」を削り、同条第2項第3号中「第23条」の次に「、第23条の2」を加え、「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に、「及び附則第16条の3第1項」を「、附則第16条の3第1項及び附則第16条の4」に、「これらの規定」を「第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第16条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第46条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第47条第2項中「特定管理口座」に」の次に「係る同項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に」を加える。

附則第48条を次のように改める。

第48条 削除

附則第49条の次に次の1条を加える。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第49条の2 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第18条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

附則第50条の見出し中「譲渡損失の」次に「損益通算及び」を加え、同条第4項中「第1項の規定の適用」を「第4項の規定の適用」に、「第37条の12の2第5項」を「第37条の12の2第11項」に、「附則第50条第3項」を「附則第50条第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「第1項の規定」を「第4項の規定」に、「附則第50条第1項」を「附則第50条第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項を削り、同条第1項中「附則第35条の2の6第8項」を「附則第35条の2の6第16項」に、「第3項」を「第6項」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「及び附則第40条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を加え、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第40条の3第1項及び第2項並びに附則第46条第1項の規定の適用については、附則第40条の3第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第50条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第46条第1項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第50条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第50条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第26条第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第40条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択

口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第18条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

- 3 第1項の規定の適用がある場合における附則第40条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（附則第50条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。

附則第52条第2項第3号中「第23条」の次に「、第23条の2」を加え、「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に、「及び附則第16条の3第1項」を「、附則第16条の3第1項及び附則第16条の4」に、「これらの規定」を「第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第16条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第52条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改める。

附則第53条の2第2項第3号中「第23条」の次に「、第23条の2」を加え、「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に、「及び附則第16条の3第1項」を「、附則第16条の3第1項及び附則第16条の4」に、「これらの規定」を「第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第53条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第16条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第53条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする」に改め、同条第3項中「(平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)」及び「(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.8)」を削り、同条第5項第3号中「第23条」の次に「、第23条の2」を加え、「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に、「及び附則第16条の3第1項」を「、附則第16条の3第1項及び附則第16条の4」に、「これらの規定」を「第23条第1項前段、第23条の2、第23条の3第1項、附則第16条第1項及び附則第16条の3第1項」に改め、「の所得割の額」の次に「と、第23条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第53条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第16条の4中「所得割の額」と

あるのは「所得割の額並びに附則第53条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」を加え、同条第6項中「第23条の2」を「第23条の3」に、「第37条の3」を「第37条の4」に改める。

附則第53条の3第2項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」を「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」に改める。

附則に次の1条を加える。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第54条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第60条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。

2 第60条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第60条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第151条の改正規定 平成20年10月1日
- (2) 第43条及び第60条の改正規定並びに同条例附則に1条を加える改正規定並びに附則第4条第2項の規定 平成20年12月1日
- (3) 附則第53条の2の改正規定（第3項の改正規定に限る。）並びに次条第20項及び第21項の規定 平成21年1月1日
- (4) 第10条、第18条、第19条及び第23条の2の改正規定、同条を第23条の3とする改正規定、第23条の改正規定、同条を第23条の2とする改正規定、第22条の次に1条を加える改正規定、第26条、第30条並びに第33条から第36条までの改正規定並びに第40条の改正規定並びに同条の次に5条を加える改正規定並びに附則第12条の次に1条を加える改正規定、附則第13条第3項、第16条第2項及び第16条の3第2項の改正規定、同条の次に1条を加える

改正規定、附則第17条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第3項の改正規定、附則第41条第3項、第42条第3項、第45条第5項及び第46条第2項第3号の改正規定、附則第47条第2項の改正規定、附則第52条の改正規定、附則第53条の2の改正規定（第3項の改正規定を除く。）、附則第53条の3の改正規定並びに次条第2項から第5項までの規定 平成21年4月1日

(5) 附則第17条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、附則第40条の2の次に1条を加える改正規定、附則第49条の次に1条を加える改正規定、附則第50条の改正規定並びに次条第6項から第14項までの規定 平成22年1月1日

(6) 附則第46条第1項及び第48条の改正規定並びに次条第15項から第19項までの規定 平成22年4月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第40条の2から第40条の6までの規定は、平成21年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第23条及び附則第16条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第23条第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

4 新条例附則第12条の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。

5 平成21年4月1日から同年12月31日までの間における新条例附則第16条の4の規定の適用については、同条中「附則第40条の3第1項、附則41条第1項」とあるのは「附則第41条第1項」と、同条第5号中「附則第40条の3第1項、附則第42条第1項」とあるのは「附則第42条第1項」とする。

6 新条例附則第17条第1項及び第2項の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、改正前の静岡市税条例（以下「旧条例」という。）附則第17条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前

の例による。

- 7 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第40条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する金額
 - (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額が100万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
 - ア 1万8,000円
 - イ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から100万円を控除した金額の100分の3に相当する金額
- 8 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第40条の3第3項の規定の適用については、同項第1号中「附則第40条の3第1項」とあるのは、「附則第40条の3第1項（静岡市税条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第55号）附則第2条第7項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。
- 9 新条例附則第50条第1項又は第4項の規定の適用がある場合における第7項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第50条第3項又は第5項の規定により読み替えられた新条例附則第40条の3第1項前段の規定により」とする。
- 10 新条例附則第49条の2の規定は、平成22年1月1日以後に市民税の所得割の納税義務者が交付を受ける同条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第13項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）について適用する。
- 11 市民税の所得割の納税義務者が新条例第18条第4項の規定により平成22年1月1日から同年12月31日までの期間（第13項において「特例期間」という。）内に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同条第4項に規定する申告書を提出する場合には、新条例附則第49条の2第2項の規定にかかわらず、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第13項において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けた次の各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等の区分に応じ当該各号に定める所得についての記

載を行うものとする。

- (1) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、その年中に同一の支払者から支払を受けるべき新条例附則第40条の3第1項に規定する上場株式等の配当等の額の総額が1万円以下であるものとして地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号。以下「平成20年改正令」という。）附則第7条第10項で定めるもの（以下この項及び第13項において「少額配当等」という。）当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
 - (2) 前年中に交付を受けた源泉徴収選択口座内配当等のうち、少額配当等以外のもの（以下この項及び第13項において「少額配当等以外の配当等」という。）当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 12 新条例附則第50条の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税に係る旧条例附則第50条第1項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。
- 13 市民税の所得割の納税義務者が新条例附則第50条第1項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第16項の特別徴収義務者が同項の規定により特例期間内に交付をした源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる金額がある場合には、新条例附則第50条第2項の規定にかかわらず、新条例第18条第4項に規定する申告書には、当該控除した次の各号に掲げる金額の区分に応じ当該各号に定める所得についての記載を行うものとする。
- (1) 当該控除した金額のうち少額配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等に係る所得
 - (2) 当該控除した金額のうち少額配当等以外の配当等の額から控除した額 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての少額配当等以外の配当等に係る所得
- 14 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における新条例附則第50条第5項の規定の適用については、同項中「並びに附則第46条第1項の規定の適用について」とあるのは「、附則第46条第1項並びに附則第48条の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第48条中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第50条第4項の規定の適用

がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

- 15 市民税の所得割の納税義務者が平成21年1月1日以前に行った旧条例附則第48条に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 16 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第47条第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第46条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成20年改正令附則第7条第11項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する市民税の所得割の額は、新条例附則第46条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。
- (1) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第46条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第19条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が500万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.8に相当する金額
- (2) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が500万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 9万円
- イ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から500万円を控除した金額の100分の3に相当する金額
- 17 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第46条第2項の規定の適用については、同項第1号中「譲渡所得等の金額」とあるのは「譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち静岡市税条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第55号）附則第2条第16項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当

該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。

- 18 新条例附則第50条第4項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第50条第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 19 新条例附則第51条第3項の規定の適用がある場合における第16項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（新条例附則第51条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。
- 20 新条例附則第53条の2第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に旧条例附則第53条の2第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。
- 21 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に新条例附則第53条の2第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

（法人の市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成19年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第60条の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の法人に係る固定資産に対して課する平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の都市計画税に

ついて適用し、平成19年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月3日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第56号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を次のように改める。

ただし、特に必要があると認めるときは、交流館にあつては市長は、センターにあつては第18条の規定による指定を受けてセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は市長の承認を得て、これを変更することができる。

第5条第3項を次のように改める。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、交流館にあつては市長は、センターにあつては指定管理者は市長の承認を得て、センター等の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

第6条第1項中「市長」を「市長等（交流館にあつては市長を、センターにあつては指定管理者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項「市長」を「市長等」に改める。

第7条及び第13条から第15条までの規定中「市長」を「市長等」に改める。

第18条を第24条とし、第17条の次に次の6条を加える。

（指定管理者による管理）

第18条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第19条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定の基準）

第20条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画がセンターの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画がセンターの効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第21条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターにおける第3条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第18条を第24条とし、第17条の次に6条を加える改正規定（第18条及び第23条に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月3日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第57号

静岡市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市老人福祉センター条例（平成15年静岡市条例第138号）の一部を次のように改正する。
第3条ただし書を次のように改める。

ただし、第17条の規定による指定を受けて管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

第4条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

第6条第1項中「市長等（静岡市小鹿老人福祉センターにあつては市長を、静岡市小鹿老人福祉センター以外の老人福祉センターにあつては指定管理者をいう。以下同じ。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長等」を「指定管理者」に改める。

第7条及び第8条中「市長等」を「指定管理者」に改める。

第17条、第19条第1号及び第2号並びに第21条第1号から第3号までの規定中「静岡市小鹿老人福祉センター以外の老人福祉センター」を「センター」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第19条第1号及び第2号並びに第21条第1号から第3号までの改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月3日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第58号

静岡市立保育所条例の一部を改正する条例

静岡市立保育所条例（平成15年静岡市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

静岡市立清水川原保育園	静岡市清水区月見町155番地	を
」		
静岡市立清水川原保育園	静岡市清水区川原町24番8号	に、
」		
静岡市立清水保育園	静岡市清水区本町11番32号	を
」		
静岡市立清水保育園	静岡市清水区松井町15番1号	に
」		

改める。

附 則

この条例中第2条第1項の表の改正規定（静岡市立清水川原保育園に係る部分に限る。）は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から、同項の表の改正規定（静岡市立清水川原保育園に係る部分を除く。）は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月3日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第59号

静岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市病院事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号アを次のように改める。

ア 診療科目

内科、腎臓内科、内分泌・代謝内科、血液内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、精神科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科及び歯科口腔外科

第3条第2号アを次のように改める。

ア 診療科目

内科、血液内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、精神科、外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科及び歯科口腔外科

第3条第2号ウを次のように改める。

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）に係る事業

居宅サービス、居宅介護支援、介護予防サービスその他市長が必要と認める事業

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月3日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第60号

静岡市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

静岡市勤労者福祉センター条例(平成15年静岡市条例第186号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を次のように改める。

ただし、第17条の規定による指定を受けてセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。第4条の表中「北部センター」を「静岡市北部勤労者福祉センター」に、「南部センター」を「静岡市南部勤労者福祉センター」に、「東部センター」を「静岡市東部勤労者福祉センター」

に改める。

第5条ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

第5条の表を次のように改める。

名称	休館日
静岡市北部勤労者福祉センター	(1) 日曜日（毎月の第1日曜日及び第3日曜日を除く。） (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） (3) 12月28日から翌年の1月5日までの日
静岡市南部勤労者福祉センター	(1) 日曜日 (2) 12月28日から翌年の1月5日までの日
静岡市東部勤労者福祉センター	(1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日（当日が休日に当たる場合は、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
フィットネスルーム、トレーニングルーム及びプール	(1) 月曜日（当日が休日に当たる場合は、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第6条第1項中「市長等（南部センターにあっては市長を、北部センター及び東部センターにあっては指定管理者をいう。以下同じ。）」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長等」を「指定管理者」に改める。

第7条本文中「市長等」を「指定管理者」に改め、同条ただし書中「東部センター」を「静岡市東部勤労者福祉センター」に改める。

第11条から第14条までの規定中「市長等」を「指定管理者」に改める。

第17条並びに第19条第1号及び第2号中「北部センター及び東部センター」を「センター」に改める。

第21条第1号中「北部センター及び東部センターにおける」を削り、同条第2号及び第3号中「北部センター及び東部センター」を「センター」に改める。

別表第1中「北部センター」を「静岡市北部勤労者福祉センター使用料」に改める。

別表第2中「南部センター使用料」を「静岡市南部勤労者福祉センター使用料」に改める。

別表第3中「東部センター」を「静岡市東部勤労者福祉センター使用料」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第19条第1号及び第2号並びに第21条第1号から第3号までの改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月3日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第61号

静岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「又は非常勤水防団員若しくは」を「若しくは非常勤水防団員又は」に、「200円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあってはそのうち1人については217円、」を「217円（」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第3項の規定は、平成20年4月1日以後に支給すべき事由が生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成20年4月以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償並びに平成20年3月以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

(損害補償の内払)

- 3 平成20年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の静岡市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく損害補償として支払われた金額は、新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

規 則

静岡市規則第76号

静岡市身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年7月1日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市身体障害者更生援護施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市身体障害者更生援護施設条例施行規則(平成15年静岡市規則第115号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「属する者」の次に「(特定支給決定障害者(同令第17条第1項第2号に規定する特定支給決定障害者(同令附則第11条の2第2項により読み替えて適用する場合を含む。))をいう。以下この項において同じ。)にあっては、その配偶者に限る。))」を加え、「の額」の次に「(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第38条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。))」を加え、「16万円未満」を「28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、16万円未満)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市身体障害者更生援護施設条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に利用したサービスに係る特定費用の額の算定から適用し、同日前に利用したサービスに係る特定費用の額の算定については、なお従前の例による。

静岡市規則第77号

静岡市知的障害者援護施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年7月1日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市知的障害者援護施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市知的障害者援護施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第117号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考中「属する者」の次に「(特定支給決定障害者（同令第17条第1項第2項に規定する特定支給決定障害者（同令附則第11条の2第2項により読み替えて適用する場合を含む。）をいう。以下この項において同じ。）にあっては、その配偶者に限る。）」を加え、「の額」の次に「(障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第38条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）」を加え、「16万円未満」を「28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の静岡市知的障害者援護施設条例施行規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に利用したサービスに係る特定費用の額の算定から適用し、同日前に利用したサービスに係る特定費用の額の算定については、なお従前の例による。

静岡市規則第78号

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年7月1日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則（平成16年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「属する者」の次に「(特定支給決定障害者（同令第17条第1項第2号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。)」を加え、「の額」の次に「(障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第38条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」を加え、「16万円未満」を「28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市中心身障害者ケアセンター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に利用したサービスに係る特定費用の額の算定から適用し、同日前に利用したサービスに係る特定費用の額の算定については、なお従前の例による。

静岡市規則第79号

静岡市知的障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年7月1日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市知的障害児通園施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市知的障害児通園施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第118号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「中間所得者とは」の次に「、児童福祉法施行令第27条の2第1項第1号に掲げる者のうち」を加え、「属する者」の次に「(児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する施設給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者自立支援法（平成17年法

律第123号) 第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。) が特定支給決定障害者(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号) 第17条第1項第2号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。) である場合又は施設給付決定保護者が令第50条の2の2加齢児(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号) 第51条の4の2に規定する令第50条の2の2加齢児をいう。以下この項において同じ。) である場合にあっては、当該特定支給決定障害者又は令第50条の2の2加齢児及びその配偶者に限る。)を加え、「の額」の次に「(同規則第51条の6の3に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」を加え、「16万円未満」を「28万円未満(令第50条の2の2加齢児にあっては、16万円未満)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市知的障害児通園施設条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に利用したサービスに係る特定費用の額の算定から適用し、同日前に利用したサービスに係る特定費用の額の算定については、なお従前の例による。

静岡市規則第80号

静岡市障害者自立支援法施行条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年7月1日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市障害者自立支援法施行条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市障害者自立支援法施行条例等施行規則(平成18年静岡市規則第179号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏)を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第9号(裏)を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第59号中

「

判定予定日	年 月 日 (時 分)
世帯範囲の特例に関する認定	<p>下記のいずれにも当てはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。</p> <p>1. 税制上、同一世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。</p> <p>2. 健康保険制度において、同一世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。</p>

を

「

判定予定日	年 月 日 (時 分)

に

改め、同様式（裏）中 「(添付書類) ①申請書」を「(必要書類) ①申請書（身体障害者手帳と印鑑も必要）」に、「市町村民税納税証明書または、市民税等にかかる職権調査同意書」を「課税証明書又は収入状況等に係る職権調査同意書」に、「市町村民税納税証明書を」を「課税証明書を」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市障害者自立支援法施行条例等施行規則の様式により提出されている文書は、改正後の静岡市障害者自立支援法施行条例等施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。

静岡市規則第81号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年7月1日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第8号の2及び様式第8号の5中「16万円未満の者」を「28万円未満の者（指定知的障害児施設等に通う加齢児にあっては、当該加齢児及び当該加齢児と同一の世帯に属する配偶者の市民税所得割額の合計が16万円未満の者）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

静岡市告示第359号

静岡市老人福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第101号）第16条第3項の規定に基づき、同条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので告示する。

平成20年6月30日

静岡市長 小嶋善吉

1 養護老人ホームへの入所等に係る措置

老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号及び第3号の規定による措置並びに同条第2項に規定する措置（特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託した者に係る措置を除く。）に要する費用に係る法第28条の規定による徴収金の月額、養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託した者（以下「養護老人ホーム被措置者」という。）及び養護受託者に養護を委託した者（以下「養護委託による被措置者」という。）から徴収するものについては別表1の左欄に掲げる対象収入による階層区分に応じ同表の右欄に定める費用徴収基準月額により算定した額とし、養護老人ホーム被措置者又は養護委託による被措置者の主たる扶養義務者から徴収するものについては別表2の左欄に掲げる税額等による階層区分に応じ同表の右欄に定める費用徴収基準月額により算定した額とする。ただし、月の途中で養護老人ホームに入所し、若しくは退所し、又は養護

受託者の家庭に転入し、若しくは転出した者に係るその入退所し、又は転入出した日の属する月に係る徴収金の額は、次の算式により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{当該月の実措置日数}}{\text{当該月の実日数}}$$

2 特別養護老人ホームへの入所等に係る措置

- (1) 法第11条第1項第2号の規定による措置及び同条第2項に規定する措置（特別養護老人ホームに入所させ、又は入所を委託した者に係る措置に限る。）に要する費用に係る法第28条の規定による徴収金の月額は、現に当該措置に要した費用の額（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用を含む。）から法第21条の2の規定により、支弁をすることを要しないとされた額を除いた額（当該額を適用した場合に生活保護を必要とする状態になる者については、0円）とする。
- (2) 法第10条の4第1項の規定による措置に要する費用に係る法第28条の規定による徴収金の月額は、現に当該措置に要した費用の額（食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用を含む。）から法第21条の2の規定により支弁をすることを要しないとされた額を除いた額（当該額を適用した場合に生活保護を必要とする状態になる者については、0円）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。
(旧告示の廃止)
- 2 静岡市老人福祉法施行細則第16条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定める告示（平成18年静岡市告示第338号）は、廃止する。

別表 1

養護老人ホーム被措置者
費用徴収基準
養護委託による被措置者

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
円		円
1	0 ～ 270,000	0
2	270,001 ～ 280,000	1,000
3	280,001 ～ 300,000	1,800
4	300,001 ～ 320,000	3,400
5	320,001 ～ 340,000	4,700
6	340,001 ～ 360,000	5,800
7	360,001 ～ 380,000	7,500
8	380,001 ～ 400,000	9,100
9	400,001 ～ 420,000	10,800
10	420,001 ～ 440,000	12,500
11	440,001 ～ 460,000	14,100
12	460,001 ～ 480,000	15,800
13	480,001 ～ 500,000	17,500
14	500,001 ～ 520,000	19,100
15	520,001 ～ 540,000	20,800
16	540,001 ～ 560,000	22,500
17	560,001 ～ 580,000	24,100
18	580,001 ～ 600,000	25,800
19	600,001 ～ 640,000	27,500
20	640,001 ～ 680,000	30,800
21	680,001 ～ 720,000	34,100
22	720,001 ～ 760,000	37,500
23	760,001 ～ 800,000	39,800
24	800,001 ～ 840,000	41,800
25	840,001 ～ 880,000	43,800
26	880,001 ～ 920,000	45,800
27	920,001 ～ 960,000	47,800
28	960,001 ～ 1,000,000	49,800
29	1,000,001 ～ 1,040,000	51,800
30	1,040,001 ～ 1,080,000	54,400
31	1,080,001 ～ 1,120,000	57,100
32	1,120,001 ～ 1,160,000	59,800
33	1,160,001 ～ 1,200,000	62,400
34	1,200,001 ～ 1,260,000	65,100
35	1,260,001 ～ 1,320,000	69,100
36	1,320,001 ～ 1,380,000	73,100
37	1,380,001 ～ 1,440,000	77,100
38	1,440,001 ～ 1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上	150万円超過額× 0.9 ÷ 12月 + 81,100円 (100円未満切捨て)

(注)

- 1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除し

た後の収入をいう。

- 2 養護老人ホームの3人部屋に入居している者は費用徴収基準月額10%の、4人部屋に入居している者は20%の、5人又は6人部屋に入居している者は30%の、7人部屋以上の大部屋に入居している者は40%の割合に相当する額をそれぞれ費用徴収基準月額から減じた額を費用徴収月額とする。この場合において、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

また、1の(2)の上限額を適用した者についてはこの対象としない。

- 3 費用徴収基準月額がその月におけるその被措置者の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。）の合算額をいう。別表2において同じ。）を超える場合は、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

別表2

扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分		費用徴収基準月額	
A	生活保護法による被保護者(単給を含む)	0 円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0	
C1	A階層及びB階層を除き前年	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500
C2	分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600
D1	A階層及びB階層を除き前年	30,000円以下	9,000
D2	分の所得税課税の者であつて、その税額の年額区分が次の額である者	30,001～ 80,000	13,500
D3		80,001～ 140,000	18,700
D4		140,001～ 280,000	29,000
D5		280,001～ 500,000	41,000
D6		500,001～ 800,000	54,200
D7		800,001～1,160,000	68,700
D8		1,160,001～1,650,000	85,000
D9		1,650,001～2,260,000	102,900
D10		2,260,001～3,000,000	122,500
D11		3,000,001～3,960,000	143,800

D12		3,960,001～5,030,000	166,600
D13		5,030,001～6,270,000	191,200
D14		6,270,001円以上	その月におけるその被措置者にかかる措置費の支弁額

(注)

- 1 C1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には同法第314条の7及び同法附則第5条第3項は適用しないものとする。）の額をいい、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 D1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 3 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。
- 4 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が別表1により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額とする。）を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。
- 5 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

静岡市告示第367号

静岡市児童福祉法等施行細則第33条第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準を定めた告示（平成19年静岡市告示第150号）は、廃止する。

平成20年7月1日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市告示第368号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する助産の実施、法第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第27条第1項第3号に規定する措置又は法第27条第2項に規定する委託措置に関し、静岡市児童福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第110号）第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年7月1日

静岡市長 小嶋善吉

1 助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設への措置

(1) 入所者の年齢が20歳未満である場合

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		入所施設	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円

B	A階層を除き当該年度分の市町村民税 の非課税世帯		2,200円	1,100円
C 1	A階層及 びD階層 を除き当 該年度分 の市町村	均等割の額のみ(所得割 の額のない世帯)	4,500円	2,200円
C 2	民税の課 税世帯で あって、 その市町 村民税の 額の区分 が次の区 分に該当 する世帯	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D 1	A階層及 びB階層 を除き前	30,000円以下	9,000円	4,500円
D 2	年分の所 得税課税	30,001円以上80,000円以 下	13,500円	6,700円
D 3	世帯であ って、その	80,001円以上140,000円 以下	18,700円	9,300円
D 4	所得税の 額の区分 が次の区	140,001円以上280,000円 以下	29,000円	14,500円
D 5	分に該当 する世帯	280,001円以上500,000円 以下	その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額(全額徴 収。ただし、その	20,600円

		額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	
D 6	500,001円以上800,000円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその措置児童等（母子生活支援施設については、入所世帯とする。以下同じ。）に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D 7	800,001円以上1,160,000円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8	1,160,001円以上1,650,000円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 9	1,650,001円以上2,260,000円以下	その月のその措置児童に係る措置費	その月のその措置児童等に係る措置

		の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）	費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。）
D10	2,260,001円以上3,000,000円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。）
D11	3,000,001円以上3,960,000円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。）
D12	3,960,001円以上5,030,000円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。）	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。）
D13	5,030,001円以上6,270,000円以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額（全額徴	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額

			収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
D14		6,270,001円以上	全額徴収	全額徴収
備考				
<p>1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項並びに第41条の2</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、助産施設及び里親をいう。</p> <p>4 入所者の年齢が20歳以上の場合は、上表にかかわらず、(1) 当分の間徴収金基準額（D14階層を除く。）に2分の1を乗じて得た額（100円未満切捨て）を徴収金基準額とし、(2) B階層に属する世帯の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p>				

- (1) 「単身世帯」…扶養義務者のいない世帯
- (2) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- (3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による市長が認めた世帯
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額（4の適用後の基準額を含む。）に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。
- ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等

国庫負担（補助）金について（平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知（以下「0223004号通知」という。））」の別表5-1 障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく0223004号通知の徴収基準額とする。）とし、その額が「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について（平成18年4月3日障発第0403002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」適用後のその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規程する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規程する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は、0円とする。

7 助産施設における助産の実施については、次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が16,800円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が、350,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち所得税の額が16,800円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。なお、この表の徴収金基準額は、その入所の措置がとられた日から解除され

る日までの期間に係る基準額とみなす。

(2) 入所者の年齢が20歳以上である場合

次の表に掲げる徴収金基準額と1の(1)の表に掲げる徴収金基準額との合算とする。

対象収入等による階層区分		知的障害児施設、自閉症児施設、 肢体不自由児施設入所部、肢体不 自由児を入所させる指定医療機 関、肢体不自由児療養施設及び重 症心身障害児施設
階層区分	定義	徴収金基準額（月額）
1	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円
(1階層を除き対象収入額区分が次の額である者)		
2	0円以上270,000円以下	0円
3	270,001円以上280,000円以下	1,000円
4	280,001円以上300,000円以下	1,800円
5	300,001円以上320,000円以下	3,400円
6	320,001円以上340,000円以下	4,700円
7	340,001円以上360,000円以下	5,800円
8	360,001円以上380,000円以下	7,500円
9	380,001円以上400,000円以下	9,100円
10	400,001円以上420,000円以下	10,800円
11	420,001円以上440,000円以下	12,500円
12	440,001円以上460,000円以下	14,100円
13	460,001円以上480,000円以下	15,800円
14	480,001円以上500,000円以下	17,500円
15	500,001円以上520,000円以下	19,100円
16	520,001円以上540,000円以下	20,800円
17	540,001円以上560,000円以下	22,500円
18	560,001円以上580,000円以下	24,100円

19	580,001円以上600,000円以下	25,800円
20	600,001円以上640,000円以下	27,500円
21	640,001円以上680,000円以下	30,800円
22	680,001円以上720,000円以下	34,100円
23	720,001円以上760,000円以下	37,500円
24	760,001円以上800,000円以下	39,800円
25	800,001円以上840,000円以下	41,800円
26	840,001円以上880,000円以下	43,800円
27	880,001円以上920,000円以下	45,800円
28	920,001円以上960,000円以下	47,800円
29	960,001円以上1,000,000円以下	49,800円
30	1,000,001円以上1,040,000円以下	51,800円
31	1,040,001円以上1,080,000円以下	54,400円
32	1,080,001円以上1,120,000円以下	57,100円
33	1,120,001円以上1,160,000円以下	59,800円
34	1,160,001円以上1,200,000円以下	62,400円
35	1,200,001円以上1,260,000円以下	65,100円
36	1,260,001円以上1,320,000円以下	69,100円
37	1,320,001円以上1,380,000円以下	73,100円
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	77,100円
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	81,100円
40	1,500,001円以上	81,100円＋（150万円超過額×0.9 ÷12月）（100円未満切捨て）
備考		
<p>1 当分の間、上表にかかわらず費用徴収基準月額の上限を次のとおりとする。</p> <p>重症心身障害児施設 90,000円</p> <p>その他の施設 50,000円</p> <p>2 この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から別に定める基本控除及び租税等の額を控除した額をいう。</p>		

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに行われた法第22条第1項に規定する助産の実施、法第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第27条第1項第3号に規定する措置又は法第27条第2項に規定する委託措置に係る同法第56条第2項及び第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準については、静岡市児童福祉法等施行細則第33条第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準を定めた告示を廃止する告示(平成20年静岡市告示第367号)による廃止前の静岡市児童福祉法等施行細則第33条第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準を定めた告示(平成19年静岡市告示第150号)の例による。

静岡市告示第369号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6に規定する障害福祉サービスの措置に関し、静岡市児童福祉法施行細則(平成15年静岡市規則第110号)第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年7月1日

静岡市長 小嶋善吉

1 障害福祉サービスの措置

税額等による階層区分	上限月額	負担基準額			
		居宅介護行動 援護30分 当たり	児童デイ サービス1 日当たり	短期入 所1日 当たり	重度訪 問介護 1時間 当たり
A 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留	0円	0円	0円	0円	0円

	邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付を受けている者						
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0円	0円	0円	0円	0円
C 1	前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100円	50円	100円	100円	100円
C 2	者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600円	100円	200円	200円	200円
	前年分の所得税が課税の者	前年分の所得税額（障害児の所得税額を含む。）の年額区分					
D 1	（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	15,000円以下	2,200円	150円	300円	300円	300円
D 2		15,001円以上 40,000円以下	3,300円	200円	400円	400円	400円
D 3		40,001円以上 70,000円以下	4,600円	250円	500円	600円	500円
D 4		70,001円以上 18,300円以下	7,200円	300円	700円	1,000円	600円

D 5	183,001円以上 403,000円以下	10,300円	400円	1,000円	1,400円	800円
D 6	403,001円以上 703,000円以下	13,500円	500円	1,300円	1,800円	1,000円
D 7	703,001円以上 1,078,000円以下	17,100円	600円	1,700円	2,300円	1,200円
D 8	1,078,001円以上 1,632,000円以下	21,200円	800円	2,100円	2,800円	1,600円
D 9	1,632,001円以上 2,303,000円以下	25,700円	1,000円	2,500円	3,400円	2,000円
D10	2,303,001円以上 3,117,000円以下	30,600円	1,200円	3,000円	4,100円	2,400円
D11	3,117,001円以上 4,173,000円以下	35,900円	1,400円	3,500円	4,800円	2,800円
D12	4,173,001円以上 5,334,000円以下	41,600円	1,600円	4,000円	5,500円	3,200円
D13	5,334,001円以上 6,674,000円以下	47,800円	1,900円	4,600円	6,400円	3,800円
D14	6,674,001円以上	介護給付 費等基準 額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額

備考

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が4時間30分以上の場合は、当該額を10倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額額の欄に掲げる額を上限とする。

3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに行われた児童福祉法第21条の6に規定する障害福祉サービスの措置に係る同法第56条第2項の規定に基づく費用に係る徴収基準については、廃止前の静岡市児童福祉法等施行細則第33条第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準を定めた告示（平成19年静岡市告示第150号）の例による。

静岡市告示第370号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する保育の実施に関し、静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年7月1日

静岡市長 小嶋善吉

1 保育の実施

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者	0円			
B 0	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の非課税世帯	0円			
B	その他	2,000円 (1,000円)	1,500円 (700円)	1,500円 (700円)	
C 1 G	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の課税世帯	均等割 母子及び父子家庭又は在宅障害者のいる世帯	6,500円 (3,200円)	4,000円 (2,000円)	4,000円 (2,000円)
C 1	帯	その他	7,500円 (3,700円)	5,000円 (2,500円)	5,000円 (2,500円)
C 2 G		所得割 母子及び父子家庭又は在宅障害者のいる世帯	7,500円 (3,700円)	6,000円 (3,000円)	6,000円 (3,000円)

C 2			その他	8,500円	7,000円	7,000円
			(4,200円)	(3,500円)	(3,500円)	
D 1	A階層を除き、1月分	9,000円未満		13,300円	12,000円	12,000円
				(6,600円)	(6,000円)	(6,000円)
D 2	から3月分	9,000円以上15,000円未	満	14,800円	13,000円	13,000円
				(7,400円)	(6,500円)	(6,500円)
D 3	料について	15,000円以上40,000円未	満	19,000円	17,000円	17,000円
				(9,500円)	(8,500円)	(8,500円)
D 4	の、4月分	40,000円以上55,000円未	満	29,000円	26,500円	23,000円
				(14,500円)	(13,200円)	(11,500円)
D 5	までの保育	55,000円以上70,000円未	満	31,500円	27,000円	23,200円
				(15,700円)	(13,500円)	(11,600円)
D 6	は前年分の	70,000円以上103,000円	未	32,500円	28,000円	23,700円
				満	(16,200円)	(14,000円)
D 7	税世帯	103,000円以上153,000円	未	44,300円	28,800円	24,000円
				満	(22,100円)	(14,400円)
D 8		153,000円以上233,000円	未	44,500円	29,000円	24,200円
				満	(22,200円)	(14,500円)
D 9		233,000円以上413,000円	未	45,500円	30,000円	24,700円
				満	(22,700円)	(15,000円)
D 1 0		413,000円以上541,000円	未	51,000円	30,800円	25,000円
				満	(25,500円)	(15,400円)
D 1 1		541,000円以上		51,200円	31,000円	25,200円
				(25,600円)	(15,500円)	(12,600円)

備考 この表の定める3歳未満児、3歳児及び4歳以上児の区分の認定は、4月に在籍する児童にあっては、4月1日現在の年齢により、5月以降に入所する児童にあっては、入所する日の属する月の初日の年齢による。

兄弟で同時に入所する場合（幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童デイサービスを含む。）の保育の実施に係る保育料は、第2子目にあつては、保育

料の欄の下段の（ ）に掲げる額とし、第3子目以降にあつては、無料とする。

この表の階層区分に定める税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除その他の特別控除を行う前の額とし、特別減税があつた場合については、特別減税前の税額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに行われた児童福祉法第24条に規定する保育の実施に係る同法第56条第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準については、廃止前の静岡市児童福祉法等施行細則第33条第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準を定めた告示（平成19年静岡市告示第150号）の例による。

静岡市告示第371号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条に規定する療育の給付に関し、静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年7月1日

静岡市長 小 嶋 善 吉

1 療育の給付

階層 区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月 額	徴収基準加 算月額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	220円
C	A階層及びD 均等割の額のみ（所得割の額のない	4,500円	450円

	階層を除き当	世帯)		
C 2	該年度分の市 町村民税課税 世帯であって、 その市町村民 税の額の区分 が次の区分に 該当する世帯	所得割の額のある世帯	5,800円	580円
D 1	A階層及びB	2,400円以下	6,900円	690円
D 2	階層を除き前	2,401円以上4,800円以下	7,600円	760円
D 3	年分の所得税	4,801円以上8,400円以下	8,500円	850円
D 4	課税世帯であ	8,401円以上12,000円以下	9,400円	940円
D 5	って、その所得	12,001円以上16,200円以下	11,000円	1,100円
D 6	税の額の区分	16,201円以上21,000円以下	12,500円	1,250円
D 7	が次の区分に	21,001円以上46,200円以下	16,200円	1,620円
D 8	該当する世帯	46,201円以上60,000円以下	18,700円	1,870円
D 9		60,001円以上78,000円以下	23,100円	2,310円
D10		78,001円以上100,500円以下	27,500円	2,750円
D11		100,501円以上190,000円以下	35,700円	3,570円
D12		190,001円以上299,500円以下	44,000円	4,400円
D13		299,501円以上831,900円以下	52,300円	5,230円
D14		831,901円以上1,467,000円以下	80,700円	8,070円
D15		1,467,001円以上1,632,000円以下	85,000円	8,500円
D16		1,632,001円以上2,302,900円以下	102,900円	10,290円
D17		2,302,901円以上3,117,000円以下	122,500円	12,250円
D18		3,117,001円以上4,173,000円以下	143,800円	14,380円
D19		4,173,001円以上	全額	左の徴収基 準月額の1 0%。ただし その額が17,

			120円に満たない場合は17,120円
備考			
1 徴収基準月額の特例			
ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の徴収基準月額の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。			
イ 入院又は通院期間が、1月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、更に日割計算によって決定する。 基準月額×(その月の入院(通院)期間/その月の実日数)			
ウ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。			
エ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収基準月額又は支払命令額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収基準月額又は支払命令額を決定するものとする。			
2 世帯階層区分の認定			
(1) 認定の原則			
世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。			
(2) 認定の基礎となる用語の定義			
認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額(所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税(所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しな			

い。)及び生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実、所助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による減免。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の徴収基準額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

- 3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、都道府県、指定都市又は中核市が支払うべき旨を命ずる額及び徴収する額は、都道府県、指定都市又は中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第134号）第5条に規定する自己負担月額を差し引いた額を超えないものとする。

4 徴収金基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに行われた児童福祉法第20条に規定する療育の給付に係る同法第56条第2項に基づく費用に係る徴収基準については、廃止前の静岡市児童福祉法等施行細則第33条第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準を定めた告示（平成19年静岡市告示第150号）の例による。

静岡市告示第372号

静岡市身体障害者福祉法施行細則第25条第2項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年7月1日

静岡市長 小嶋善吉

1 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、短期入所）被措置者及び扶養義務者利用者負担額

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護3 0分当たり	重度訪問 介護1時 間当たり	短期入所 1日当 たり	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）	0円	0円	0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円	0円	0円	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100円	50円	100円	100円
C 2	階層又はB階層に該当	当該年度分の市町村民税のうち所得	1,600円	100円	200円	200円

	する者を除く。)	割が課税の者				
	前年分の所得税が課税	前年分の所得税額の年額区分				
D 1	の者 (A階	15,000円以下	2,200円	150円	300円	300円
D 2	層又はB階	15,001円以上	3,300円	200円	400円	400円
	層に該当す	40,000円以下				
D 3	る者を除く。)	40,001円以上	4,600円	250円	500円	600円
		70,000円以下				
D 4		70,001円以上	7,200円	300円	600円	1,000円
		183,000円以下				
D 5		183,001円以上	10,300円	400円	800円	1,400円
		403,000円以下				
D 6		403,001円以上	13,500円	500円	1,000円	1,800円
		703,000円以下				
D 7		703,001円以上	17,100円	600円	1,200円	2,300円
		1,078,000円以下				
D 8		1,078,001円以上	21,200円	800円	1,600円	2,800円
		1,632,000円以下				
D 9		1,632,001円以上	25,700円	1,000円	2,000円	3,400円
		2,303,000円以下				
D10		2,303,001円以上	30,600円	1,200円	2,400円	4,100円
		3,117,000円以下				
D11		3,117,001円以上	35,900円	1,400円	2,800円	4,800円
		4,173,000円以下				
D12		4,173,001円以上	41,600円	1,600円	3,200円	5,500円
		5,334,000円以下				
D13		5,334,001円以上	47,800円	1,900円	3,800円	6,400円
		6,674,000円以下				
D14		6,674,001円以上	介護給付	介護給付	介護給付	介護給付

			費等基準 額	費等基準 額	費等基準 額	費等基準 額
備考						
1	身体障害者及びその扶養義務者（身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下の表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。ただし、身体障害者にあつては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、介護給付費等基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。					こ 担 額
2	1の規定にかかわらず、身体障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。					
3	この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。					
4	この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。					
	(1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで					
	(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項					
	(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条					

- 2 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第22条第1

項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。)を利用する場合)及び旧法入所施設
被措置者の利用者負担額

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合、旧法入所施設	
1	被保護者等		0円
	1	前年分の対象収入額の年額区分	
2	階層に該当する者以外の者	270,000円以下	0円
3		270,001円以上 280,000円以下	1,000円
4		280,001円以上 300,000円以下	1,800円
5		300,001円以上 320,000円以下	3,400円
6		320,001円以上 340,000円以下	4,700円
7		340,001円以上 360,000円以下	5,800円
8		360,001円以上 380,000円以下	7,500円
9		380,001円以上 400,000円以下	9,100円
10		400,001円以上 420,000円以下	10,800円
11		420,001円以上 440,000円以下	12,500円
12		440,001円以上 460,000円以下	14,100円
13		460,001円以上 480,000円以下	15,800円
14		480,001円以上 500,000円以下	17,500円
15		500,001円以上 520,000円以下	19,100円
16		520,001円以上 540,000円以下	20,800円
17		540,001円以上 560,000円以下	22,500円
18		560,001円以上 580,000円以下	24,100円
19		580,001円以上 600,000円以下	25,800円
20		600,001円以上 640,000円以下	27,500円

21	640,001円以上 680,000円以下	30,800円
22	680,001円以上 720,000円以下	34,100円
23	720,001円以上 760,000円以下	37,500円
24	760,001円以上 800,000円以下	39,800円
25	800,001円以上 840,000円以下	41,800円
26	840,001円以上 880,000円以下	43,800円
27	880,001円以上 920,000円以下	45,800円
28	920,001円以上 960,000円以下	47,800円
29	960,001円以上 1,000,000円以下	49,800円
30	1,000,001円以上 1,040,000円以下	51,800円
31	1,040,001円以上 1,080,000円以下	54,400円
32	1,080,001円以上 1,120,000円以下	57,100円
33	1,120,001円以上 1,160,000円以下	59,800円
34	1,160,001円以上 1,200,000円以下	62,400円
35	1,200,001円以上 1,260,000円以下	65,100円
36	1,260,001円以上 1,320,000円以下	69,100円
37	1,320,001円以上 1,380,000円以下	73,100円
38	1,380,001円以上 1,440,000円以下	77,100円
39	1,440,001円以上 1,500,000円以下	81,100円
40	1,500,001円以上	(対象収入額—150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,100円 (100円未満切り捨て)

備考

- 1 身体障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額のカラムに掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。
- 3 複数のサービスを利用することによりこの表の階層区分に応じた負担基準月額を超える身体障害者本人の利用者負担が発生する場合には、この表の階層区分に応じた負担月額を上限とする。

- 3 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（障害者自立支援法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合）及び旧法入所施設被措置者の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分			負担基準月額
			施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合、旧法入所施設
A	被保護者等		0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0円
C 1	前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2,200円
C 2	（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得税が課税の者	3,300円
	前年分の所得税が課税の者	前年分の所得税額の年額区分	
D 1	（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	15,000円以下	4,500円
D 2		15,001円以上 40,000円以下	6,700円
D 3		40,001円以上 70,000円以下	9,300円
D 4		70,001円以上 183,000円以下	14,500円
D 5		183,001円以上 403,000円以下	20,600円
D 6		403,001円以上 703,000円以下	27,100円
D 7		703,001円以上 1,078,000円以下	34,300円

D 8	1, 078, 001円以上 1, 632, 000円以下	42, 500円
D 9	1, 632, 001円以上 2, 303, 000円以下	51, 400円
D10	2, 303, 001円以上 3, 117, 000円以下	61, 200円
D11	3, 117, 001円以上 4, 173, 000円以下	71, 900円
D12	4, 173, 001円以上 5, 334, 000円以下	83, 300円
D13	5, 334, 001円以上 6, 674, 000円以下	95, 600円
D14	6, 674, 001円以上	介護給付費等基準額又は旧法 施設支援費基準額

備考

- 1 身体障害者の扶養義務者（身体障害者の入所時に身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 5 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数のサービスを利用することによりこの表の階層区分に応じた負担基準月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、この表の階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

4 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）及び旧法通所施設被措置者の利用者負担額（2に該当する者を除く。）

対象収入額等による階層区分			負担基準月額
			療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法通所施設
1	被保護者等		0円
	1	前年分の対象収入額の年額区分	
2	階層に該当する者以外の者	270,000円以下	0円
3		270,001円以上 280,000円以下	500円
4		280,001円以上 300,000円以下	900円
5		300,001円以上 320,000円以下	1,700円
6		320,001円以上 340,000円以下	2,300円
7		340,001円以上 360,000円以下	2,900円
8		360,001円以上 380,000円以下	3,700円
9		380,001円以上 400,000円以下	4,500円
10		400,001円以上 420,000円以下	5,400円
11		420,001円以上 440,000円以下	6,200円
12		440,001円以上 460,000円以下	7,000円
13		460,001円以上 480,000円以下	7,900円
14		480,001円以上 500,000円以下	8,700円

15	500,001円以上	520,000円以下	9,500円
16	520,001円以上	540,000円以下	10,400円
17	540,001円以上	560,000円以下	11,200円
18	560,001円以上	580,000円以下	12,000円
19	580,001円以上	600,000円以下	12,900円
20	600,001円以上	640,000円以下	13,700円
21	640,001円以上	680,000円以下	15,400円
22	680,001円以上	720,000円以下	17,000円
23	720,001円以上	760,000円以下	18,700円
24	760,001円以上	800,000円以下	19,900円
25	800,001円以上	840,000円以下	20,900円
26	840,001円以上	880,000円以下	21,900円
27	880,001円以上	920,000円以下	22,900円
28	920,001円以上	960,000円以下	23,900円
29	960,001円以上	1,000,000円以下	24,900円
30	1,000,001円以上	1,040,000円以下	25,900円
31	1,040,001円以上	1,080,000円以下	27,200円
32	1,080,001円以上	1,120,000円以下	28,500円
33	1,120,001円以上	1,160,000円以下	29,900円
34	1,160,001円以上	1,200,000円以下	31,200円
35	1,200,001円以上	1,260,000円以下	32,500円
36	1,260,001円以上	1,320,000円以下	34,500円
37	1,320,001円以上	1,380,000円以下	36,500円
38	1,380,001円以上	1,440,000円以下	38,500円
39	1,440,001円以上	1,500,000円以下	40,500円
40	1,500,001円以上		(対象収入額－150万円) ×0.9÷12月÷2+40,500円(100円未満切り捨て)

備考
1 身体障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額のカラムに掲げる額とする。
2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

5 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）及び旧法通所施設被措置者の扶養義務者の利用者負担額（3に該当する者を除く。）

税額等による階層区分		負担基準月額	
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法通所施設	
A	被保護者等	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100円
C 2	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600円
	前年分の所得税	前年分の所得税額の年額区分	
D 1	が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	15,000円以下	2,200円
D 2		15,001円以上 40,000円以下	3,300円
D 3		40,001円以上 70,000円以下	4,600円
D 4		70,001円以上 183,000円以下	7,200円
D 5		183,001円以上 403,000円以下	10,300円
D 6		403,001円以上 703,000円以下	13,500円

D 7	703,001円以上 1,078,000円以下	17,100円
D 8	1,078,001円以上 1,632,000円以下	21,200円
D 9	1,632,001円以上 2,303,000円以下	25,700円
D10	2,303,001円以上 3,117,000円以下	30,600円
D11	3,117,001円以上 4,173,000円以下	35,900円
D12	4,173,001円以上 5,334,000円以下	41,600円
D13	5,334,001円以上 6,674,000円以下	47,800円
D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額

備考

- 1 身体障害者の扶養義務者（身体障害者の入所時に身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法

(昭和32年法律第26号) 及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の廃止)

- 2 静岡市身体障害者福祉法施行細則第25条第3項の規定による身体障害者又はその扶養義務者の負担する費用の額を定めた告示(平成19年静岡市告示第135号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに行われた障害福祉サービスに係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第38条の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

静岡市告示第373号

静岡市知的障害者福祉法施行細則第16条第2項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年7月1日

静岡市長 小 嶋 善 吉

- 1 障害福祉サービス(居宅介護、行動援護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助)被措置者及び扶養義務者利用者負担額

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護、 行動援護3 0分当たり	短期入所 1日当 たり	共同生活 援助、共同 生活介護 1月当 たり	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付を受けている者（以下「被保護者等」という。）	0円	0円	0円	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円	0円	0円	
C 1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,100円	50円	100円	1,100円	
C 2	前年分の所得税が課税の者	1,600円	100円	200円	1,600円	
	前年分の所得税が課税の者					
D 1	前年分の所得税が課税の者（A階層）	15,000円以下	2,200円	150円	300円	2,200円
D 2	前年分の所得税が課税の者（A階層）	15,001円以上	3,300円	200円	400円	3,300円

	又はB階	40,000円以下					
D3	層に該当する者を除く。)	40,001円以上 70,000円以下	4,600円	250円	600円	4,600円	
D4		70,001円以上 183,000円以下	7,200円	300円	1,000円	7,200円	
D5		183,001円以上 403,000円以下	10,300円	400円	1,400円	10,300円	
D6		403,001円以上 703,000円以下	13,500円	500円	1,800円	13,500円	
D7		703,001円以上 1,078,000円以下	17,100円	600円	2,300円	17,100円	
D8		1,078,001円以上 1,632,000円以下	21,200円	800円	2,800円	21,200円	
D9		1,632,001円以上 2,303,000円以下	25,700円	1,000円	3,400円	25,700円	
D10		2,303,001円以上 3,117,000円以下	30,600円	1,200円	4,100円	30,600円	
D11		3,117,001円以上 4,173,000円以下	35,900円	1,400円	4,800円	35,900円	
D12		4,173,001円以上 5,334,000円以下	41,600円	1,600円	5,500円	41,600円	
D13		5,334,001円以上 6,674,000円以下	47,800円	1,900円	6,400円	47,800円	
D14		6,674,001円以上	介護給付費 等基準額	介護給付 費等基準 額	介護給付 費等基準 額	介護給付 費等基準 額	
備考							
1 知的障害者及びその扶養義務者（知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下この表							

において同じ。)が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ負担基準額の欄に掲げる額とする(行動援護については、所要時間が4時間30分以上の場合は、当該額を10倍した額を同日分の負担すべき額とする。)。ただし、知的障害者にあつては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、介護給付費等基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。

2 1の規定にかかわらず、知的障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額はそれぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。

3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。

4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

(4) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(5) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の第1項及び第41条の19の3第1項

(6) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 障害福祉サービス(施設入所支援、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。))を利用する場合)及び旧法入所施設被措置者の利用者負担額

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合、旧法入所施設	
1	被保護者等		0円
	1	前年分の対象収入額の年額区分	
2	階層に該当する者以外の者	270,000円以下	0円
3		270,001円以上 280,000円以下	1,000円
4		280,001円以上 300,000円以下	1,800円
5		300,001円以上 320,000円以下	3,400円
6		320,001円以上 340,000円以下	4,700円
7		340,001円以上 360,000円以下	5,800円
8		360,001円以上 380,000円以下	7,500円
9		380,001円以上 400,000円以下	9,100円
10		400,001円以上 420,000円以下	10,800円
11		420,001円以上 440,000円以下	12,500円
12		440,001円以上 460,000円以下	14,100円
13		460,001円以上 480,000円以下	15,800円
14		480,001円以上 500,000円以下	17,500円
15		500,001円以上 520,000円以下	19,100円
16		520,001円以上 540,000円以下	20,800円
17		540,001円以上 560,000円以下	22,500円
18		560,001円以上 580,000円以下	24,100円
19		580,001円以上 600,000円以下	25,800円
20		600,001円以上 640,000円以下	27,500円
21		640,001円以上 680,000円以下	30,800円

22	680,001円以上 720,000円以下	34,100円
23	720,001円以上 760,000円以下	37,500円
24	760,001円以上 800,000円以下	39,800円
25	800,001円以上 840,000円以下	41,800円
26	840,001円以上 880,000円以下	43,800円
27	880,001円以上 920,000円以下	45,800円
28	920,001円以上 960,000円以下	47,800円
29	960,001円以上 1,000,000円以下	49,800円
30	1,000,001円以上 1,040,000円以下	51,800円
31	1,040,001円以上 1,080,000円以下	54,400円
32	1,080,001円以上 1,120,000円以下	57,100円
33	1,120,001円以上 1,160,000円以下	59,800円
34	1,160,001円以上 1,200,000円以下	62,400円
35	1,200,001円以上 1,260,000円以下	65,100円
36	1,260,001円以上 1,320,000円以下	69,100円
37	1,320,001円以上 1,380,000円以下	73,100円
38	1,380,001円以上 1,440,000円以下	77,100円
39	1,440,001円以上 1,500,000円以下	81,100円
40	1,500,001円以上	(対象収入額—150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,100円 (100円未満切り捨て)

備考

- 1 知的障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額のカラムに掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。
- 3 複数のサービスを利用することによりこの表の階層区分に応じた負担基準月額を超える知的障害者本人の利用者負担が発生する場合には、この表の階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

3 障害福祉サービス（施設入所支援、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（障害者自立支援法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合）及び旧法入所施設被措置者の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合、旧法入所施設	
A	被保護者等	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	
C 1	前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2,200円
C 2	（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	3,300円
	前年分の所得税	前年分の所得税額の年額区分	
D 1	税が課税の者	15,000円以下	4,500円
D 2	（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	15,001円以上 40,000円以下	6,700円
D 3		40,001円以上 70,000円以下	9,300円
D 4		70,001円以上 183,000円以下	14,500円
D 5		183,001円以上 403,000円以下	20,600円
D 6		403,001円以上 703,000円以下	27,100円

D 7	703,001円以上 1,078,000円以下	34,300円
D 8	1,078,001円以上 1,632,000円以下	42,500円
D 9	1,632,001円以上 2,303,000円以下	51,400円
D10	2,303,001円以上 3,117,000円以下	61,200円
D11	3,117,001円以上 4,173,000円以下	71,900円
D12	4,173,001円以上 5,334,000円以下	83,300円
D13	5,334,001円以上 6,674,000円以下	95,600円
D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額

備考

- 1 知的障害者の扶養義務者（知的障害者の入所時に知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の2第1項及び第41条の19の3第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
- 5 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数のサービスを利用することによりこの表の階層区分に応じた負担基準月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、この表の階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

4 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）及び旧法通所施設被措置者の利用者負担額（2に該当する者を除く。）

対象収入額等による階層区分			負担基準月額
			療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練 就労移行支援、就労継続支援、旧法通所施設、
1	被保護者等		0円
	1	前年分の対象収入額の年額区分	
2	階層 に 該 当 す る 者 以 外 の 者	270,000円以下	0円
3		270,001円以上 280,000円以下	500円
4		280,001円以上 300,000円以下	900円
5		300,001円以上 320,000円以下	1,700円
6		320,001円以上 340,000円以下	2,300円
7		340,001円以上 360,000円以下	2,900円
8		360,001円以上 380,000円以下	3,700円
9		380,001円以上 400,000円以下	4,500円
10		400,001円以上 420,000円以下	5,400円
11		420,001円以上 440,000円以下	6,200円
12		440,001円以上 460,000円以下	7,000円
13		460,001円以上 480,000円以下	7,900円
14		480,001円以上 500,000円以下	8,700円

15	500,001円以上	520,000円以下	9,500円
16	520,001円以上	540,000円以下	10,400円
17	540,001円以上	560,000円以下	11,200円
18	560,001円以上	580,000円以下	12,000円
19	580,001円以上	600,000円以下	12,900円
20	600,001円以上	640,000円以下	13,700円
21	640,001円以上	680,000円以下	15,400円
22	680,001円以上	720,000円以下	17,000円
23	720,001円以上	760,000円以下	18,700円
24	760,001円以上	800,000円以下	19,900円
25	800,001円以上	840,000円以下	20,900円
26	840,001円以上	880,000円以下	21,900円
27	880,001円以上	920,000円以下	22,900円
28	920,001円以上	960,000円以下	23,900円
29	960,001円以上	1,000,000円以下	24,900円
30	1,000,001円以上	1,040,000円以下	25,900円
31	1,040,001円以上	1,080,000円以下	27,200円
32	1,080,001円以上	1,120,000円以下	28,500円
33	1,120,001円以上	1,160,000円以下	29,900円
34	1,160,001円以上	1,200,000円以下	31,200円
35	1,200,001円以上	1,260,000円以下	32,500円
36	1,260,001円以上	1,320,000円以下	34,500円
37	1,320,001円以上	1,380,000円以下	36,500円
38	1,380,001円以上	1,440,000円以下	38,500円
39	1,440,001円以上	1,500,000円以下	40,500円
40	1,500,001円以上		(対象収入額－150万円) ×0.9÷12月÷2+40,500円(100円未満切り捨て)
備考			
1 知的障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額のカ			

に掲げる額とする。

2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

5 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）及び旧法通所施設被措置者の扶養義務者の利用者負担額（3に該当する者を除く。）

税額等による階層区分		負担基準月額	
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法通所施設	
A	被保護者等		0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0円
C 1	前年分の所得税が非課税の者	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,100円
C 2	（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	1,600円
	前年分の所得税が課税の者	前年分の所得税額の年額区分	
D 1	（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	15,000円以下	2,200円
D 2		15,001円以上 40,000円以下	3,300円
D 3		40,001円以上 70,000円以下	4,600円
D 4		70,001円以上 183,000円以下	7,200円
D 5		183,001円以上 403,000円以下	10,300円
D 6		403,001円以上 703,000円以下	13,500円
D 7		703,001円以上 1,078,000円以下	17,100円
D 8		1,078,001円以上 1,632,000円以下	21,200円

D 9	1, 632, 001円以上 2, 303, 000円以下	25, 700円
D10	2, 303, 001円以上 3, 117, 000円以下	30, 600円
D11	3, 117, 001円以上 4, 173, 000円以下	35, 900円
D12	4, 173, 001円以上 5, 334, 000円以下	41, 600円
D13	5, 334, 001円以上 6, 674, 000円以下	47, 800円
D14	6, 674, 001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額

備考

- 1 知的障害者の扶養義務者（知的障害者の入所時に知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の19の第1項及び第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の廃止)

2 静岡市知的障害者福祉法施行細則第16条第3項の規定による知的障害者又はその扶養義務者の負担する費用の額を定めた告示（平成19年静岡市告示第135号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに行われた障害福祉サービスに係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお前の例による。

監査委員告示

静岡市監査委員告示第3号

静岡市監査委員事務局規程（平成15年静岡市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成20年7月1日

静岡市代表監査委員 海 野 洋

第3条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第2条第1項に規定する審査に関すること。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第8号

静岡市葵区裁判員候補者予定者選定規程を次のように定める。

平成20年7月14日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡邊良平

静岡市葵区裁判員候補者予定者選定規程

(趣旨)

第1条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき静岡市葵区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」という。）が行う裁判員候補者の予定者（以下「候補者予定者」という。）の選定に関しては、法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

(選定事務の処理)

第2条 候補者予定者の選定に関する事務は、区選挙管理委員会の委員長が処理する。

(候補者予定者の員数)

第3条 区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者の員数は、法第20条の規定により地方裁判所から割り当てられた裁判員候補者の員数と同数とする。

(くじの単位等)

第4条 候補者予定者の選定に係るくじの単位は、選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。以下「登録者」という。）の総数を前条に規定する区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者の員数で除して得た員数ごとの選挙人名簿の簿冊番号順の登録順序による登録者の区分とし、当該区分ごとにその登録者に1から始まる一連番号を付するものとする。この場合において、当該除して得た員数に余りを生じたときは、最終のくじの単位から、当該余りから1を減じた数だけ逆上ったくじの単位までこれらのくじの単位に含まれる登録者の数は当該除して得た員数に1を加えた数とする。

(候補者予定者の選定)

第5条 候補者予定者の選定のくじは、1から前条の規定による最大の一連番号までの番号が

付されたくじを用いる抽選器により、同一の登録者数のくじの単位ごとに行うものとし、抽出されたくじの番号と同一の一連番号が付された登録者を当該各くじの単位における候補者予定者とする。

(選定録)

第6条 区選挙管理委員会の委員長は、選定の次第を記載した選定録を作成しなければならない。

2 前項の選定録は、区選挙管理委員会において1年間保存するものとする。

附 則

この告示は、平成20年7月15日から施行する。

静岡市葵区選挙管理委員会告示第9号

静岡市葵区検察審査員候補者選定規程（平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成20年7月14日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 渡 邊 良 平

題名を次のように改める。

静岡市葵区検察審査員候補者予定者選定規程

第1条中「第10条」を「第10条第1項」に、「検察審査員候補者」を「検察審査員候補者の予定者」に、「候補者」を「候補者予定者」に改める。

第2条中「候補者」を「候補者予定者」に改める。

第3条の見出し中「予定者」を「候補者予定者」に改め、同条中「候補者の予定者（以下「予定者」という。）については」を「区選挙管理委員会を選定すべき候補者予定者の員数は」に、「候補者の員数（以下「群別候補者数」という。）に2を乗じて得た員数（以下「群別予定者数」という。）を合計した員数を選定するものとする」を「員数（以下「群別候補者予定者数」という。）と同数とする」に改める。

第4条第1項中「予定者」を「候補者予定者」に、「衆議院議員の選挙に用いられる選挙人名簿（以下「名簿」という。）に登録された者（）」を「選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項若しくは

第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。」に、「の規定により選定すべき予定者」を「に規定する区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者」に、「名簿の」を「選挙人名簿の」に改め、同条第2項中「名簿」を「選挙人名簿」に、「群別予定者数」を「群別候補者予定者数」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「予定者」を「候補者予定者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この告示は、平成20年7月15日から施行する。

駿河区選挙管理委員会告示

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第8号

静岡市駿河区裁判員候補者予定者選定規程を次のように定める。

平成20年7月14日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

静岡市駿河区裁判員候補者予定者選定規程

(趣旨)

第1条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「法」という。）

第21条の規定に基づき静岡市駿河区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」という。）が行う裁判員候補者の予定者（以下「候補者予定者」という。）の選定に関しては、法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

(選定事務の処理)

第2条 候補者予定者の選定に関する事務は、区選挙管理委員会の委員長が処理する。

(候補者予定者の員数)

第3条 区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者の員数は、法第20条の規定により地方裁判所から割り当てられた裁判員候補者の員数と同数とする。

(くじの単位等)

第4条 候補者予定者の選定に係るくじの単位は、選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。以下「登録者」という。）の総数を前条に規定する区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者の員数で除して得た員数ごとの選挙人名簿の簿冊番号順の登録順序による登録者の区分とし、当該区分ごとにその登録者に1から始まる一連番号を付するものとする。この場合において、当該除して得た員数に余りを生じたときは、最終のくじの単位から、当該余りから1を減じた数だけ逆上ったくじの単位までこれらのくじの単位に含まれる登録者の数は当該除して得た員数に1を加えた数とする。

（候補者予定者の選定）

第5条 候補者予定者の選定のくじは、1から前条の規定による最大の一連番号までの番号が付されたくじを用いる抽選器により、同一の登録者数のくじの単位ごとに行うものとし、抽出されたくじの番号と同一の一連番号が付された登録者を当該各くじの単位における候補者予定者とする。

（選定録）

第6条 区選挙管理委員会の委員長は、選定の次第を記載した選定録を作成しなければならない。

2 前項の選定録は、区選挙管理委員会において1年間保存するものとする。

附 則

この告示は、平成20年7月15日から施行する。

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第9号

静岡市駿河区検察審査員候補者選定規程（平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成20年7月14日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 朝比奈 紘

題名を次のように改める。

静岡市駿河区検察審査員候補者予定者選定規程

第1条中「第10条」を「第10条第1項」に、「検察審査員候補者」を「検察審査員候補者の予定者」に、「候補者」を「候補者予定者」に改める。

第2条中「候補者」を「候補者予定者」に改める。

第3条の見出し中「予定者」を「候補者予定者」に改め、同条中「候補者の予定者（以下「予定者」という。）については」を「区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者の員数は」に、「候補者の員数（以下「群別候補者数」という。）に2を乗じて得た員数（以下「群別予定者数」という。）を合計した員数を選定するものとする」を「員数（以下「群別候補者予定者数」という。）と同数とする」に改める。

第4条第1項中「予定者」を「候補者予定者」に、「衆議院議員の選挙に用いられる選挙人名簿（以下「名簿」という。）に登録された者（）」を「選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）」に、「の規定により選定すべき予定者」を「に規定する区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者」に、「名簿の」を「選挙人名簿の」に改め、同条第2項中「名簿」を「選挙人名簿」に、「群別予定者数」を「群別候補者予定者数」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「予定者」を「候補者予定者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この告示は、平成20年7月15日から施行する。

清水区選挙管理委員会告示

静岡市清水区選挙管理委員会告示第7号

静岡市清水区裁判員候補者予定者選定規程を次のように定める。

平成20年7月14日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

静岡市清水区裁判員候補者予定者選定規程

(趣旨)

第1条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき静岡市清水区選挙管理委員会（以下「区選挙管理委員会」という。）が行う裁判員候補者の予定者（以下「候補者予定者」という。）の選定に関しては、法令に定めるもののほか、この告示の定めるところによるものとする。

(選定事務の処理)

第2条 候補者予定者の選定に関する事務は、区選挙管理委員会の委員長が処理する。

(候補者予定者の員数)

第3条 区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者の員数は、法第20条の規定により地方裁判所から割り当てられた裁判員候補者の員数と同数とする。

(くじの単位等)

第4条 候補者予定者の選定に係るくじの単位は、選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。以下「登録者」という。）の総数を前条に規定する区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者の員数で除して得た員数ごとの選挙人名簿の簿冊番号順の登録順序による登録者の区分とし、当該区分ごとにその登録者に1から始まる一連番号を付するものとする。この場合において、当該除して得た員数に余りを生じたときは、最終のくじの単位から、当該余りから1を減じた数だけ逆上ったくじの単位までこれらのくじの単位に含まれる登録者の数は当該除して得た員数に1を加えた数とする。

(候補者予定者の選定)

第5条 候補者予定者の選定のくじは、1から前条の規定による最大の一連番号までの番号が付されたくじを用いる抽選器により、同一の登録者数のくじの単位ごとに行うものとし、抽出されたくじの番号と同一の一連番号が付された登録者を当該各くじの単位における候補者予定者とする。

(選定録)

第6条 区選挙管理委員会の委員長は、選定の次第を記載した選定録を作成しなければならない。

2 前項の選定録は、区選挙管理委員会において1年間保存するものとする。

附 則

この告示は、平成20年7月15日から施行する。

静岡市清水区選挙管理委員会告示第8号

静岡市清水区検察審査員候補者選定規程(平成17年静岡市清水区選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正する。

平成20年7月14日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 深澤 八起

題名を次のように改める。

静岡市清水区検察審査員候補者予定者選定規程

第1条中「第10条」を「第10条第1項」に、「検察審査員候補者」を「検察審査員候補者の予定者」に、「候補者」を「候補者予定者」に改める。

第2条中「候補者」を「候補者予定者」に改める。

第3条の見出し中「予定者」を「候補者予定者」に改め、同条中「候補者の予定者(以下「予定者」という。）」については「区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者の員数は」に、「候補者の員数(以下「群別候補者数」という。)に2を乗じて得た員数(以下「群別予定者数」という。)を合計した員数を選定するものとする」を「員数(以下「群別候補者予定者数」という。)と同数とする」に改める。

第4条第1項中「予定者」を「候補者予定者」に、「衆議院議員の選挙に用いられる選挙人名簿(以下「名簿」という。)に登録された者(」を「選挙人名簿に登録されている者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）」に、「の規定により選定すべき予定者」を「に規定する区選挙管理委員会が選定すべき候補者予定者」に、「名簿の」を「選挙人名簿の」に改め、同条第2項中「名簿」を「選挙人名簿」に、「群別予定者数」を「群別候補者予定者数」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「予定者」を「候補者予定者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この告示は、平成20年7月15日から施行する。